

## ●自然災害等に備えて復旧計画を作成しましょう

農林水産省では、自然災害や家畜伝染病等のリスクに対する備えの意識や関心を高めてもらうことなどを目的に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP※(事業継続計画書)」フォーマットを作成しています。畜産経営の見直し、改善にも繋がる計画を作成してみましょう。



農業版BCP 農水省

※BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。

チェックリスト、農業版BCPのフォーマットは農林水産省ホームページに掲載しています

## 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト (一部抜粋)

質問内容	YES	NO	(NOの場合)の対応期限
地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか?			までに 対応
緊急事態時において一番優先して復旧を行う業務は決まっていますか?			までに 対応
電気・水道・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応を想定していますか?			までに 対応
畜舎や家畜に重大な被害があった場合に、重要業務への影響とその対応は想定していますか?			までに 対応
家族構成員や雇用者の欠員発生時に代替要員を確保できる体制になっていますか?			までに 対応
畜舎や搾乳機・飼料収穫機等の事業において不可欠な施設・設備や農業機械等が使用できなくなった場合の代替手段や復旧手段を確保していますか?			までに 対応
非常時における運転資金等のための手元資金の備えはありますか?			までに 対応
収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか?			までに 対応
家畜共済などの補償内容を理解するとともに加入していますか?			までに 対応
取引先・関係機関の連絡先・担当者等の重要情報はバックアップをとる等により、災害時でも活用できる状態になっていますか?			までに 対応



# 死亡廃用共済 (牛)

牛が死亡または廃用※となった場合に補償します

※廃用とは、病気や傷害によって死に瀕した状態になるなど、家畜として使用する価値がなくなった状態をいいます。



## ●家畜の区分ごとに飼養する全頭を加入

家畜の区分		対象家畜
乳用牛	搾乳牛	満24月齢以上の乳牛の雌(搾乳の用に供されるもの)
	育成乳牛	満6月齢以上満24月齢未満の乳牛の雌 「子牛等選択」をすることで、受精後240日以上満6月齢未満の胎児・子牛を補償の対象にすることができます(雄の子牛は育成・肥育牛の子牛等選択で補償)
肉用牛	繁殖用雌牛	満24月齢以上の肉用牛の雌(繁殖の用に供されるもの)
	育成・肥育牛	満6月齢以上満24月齢未満の育成牛、または満6月齢以上の肥育牛(乳牛の雄は「育成・肥育牛」区分で補償) 「子牛等選択」をすることで、受精後240日以上満6月齢未満の胎児・子牛を補償の対象にすることができます

## ●補償期間は

掛金の納入があった日の翌日から1年間が補償の対象期間となります。

## ●年間飼養計画に基づく加入と期末調整(掛金の精算)

補償期間開始時に飼養している頭数に加えて、期間中に導入・出生する牛の予定頭数を含めた年間の飼養計画によって加入します。補償期間終了時において、予定頭数よりも少ない場合は差額掛金が返還され、予定頭数よりも多い場合は差額掛金を追加納入することになります。支払共済金も同様に精算します。

## ●補償額（共済金額）は最高で8割

共済金額＝共済価額×付保割合（20%～80%）

付保割合とは加入者が選択する補償割合のこと。加入時に、牛の評価額に対する補償額を20%～80%の範囲内で選択できます。

## ●共済価額とは

共済価額＝1頭ごとの評価額の合計額

1頭ごとの評価額は、家畜市場における取引価格を基礎に、月齢ごとに算出したものです。搾乳牛や繁殖用雌牛は補償開始時点の評価額で計算し、育成乳牛や育成・肥育牛は補償終了時点の評価額で計算します。

## ●支払共済金は

支払共済金＝損害の額×付保割合（加入者が選択した補償割合）

損害の額＝事故家畜の価額－（廃用家畜の価額または残存物価額＋補償金）

※残存物価額（農家手取り）は、残存物価額が基準額より高い場合に用います。

※基準額は、基準単価×枝肉重量－処理経費で算出した額です。

※過去の被害率が高い加入者に対して、共済金の支払限度額が設けられます。

## ●死廃家畜の評価額は

搾乳牛や繁殖用雌牛は、加入時の月齢で評価します。日々価値が増加する育成乳牛や育成・肥育牛は、事故発生時の月齢で評価します。

## ●導入から2週間の事故は請求できません

家畜の導入から2週間は「待期間」となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。ただし、加入者から加入者への異動により導入された家畜は待期間中であっても請求できます。また、2週間以内の事故であっても、導入後に発症したことが明らかな事故（骨折など）については請求できます。

## ●掛金は

共済掛金＝共済金額（補償額）×共済掛金率

※このうち国が掛金の半分を負担します。

共済掛金率は、家畜の区分ごと、加入方式ごとに定められています。共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。農家負担掛金が3万円以上になる場合は、分納することができます。また、掛金のほか事務費賦課金が加算されます。

## ●掛金を安く抑える加入方式があります

共済金の支払対象となる事故を限定することで共済掛金を安く抑えることができます。この加入方式（事故除外方式）を選択するには飼養に関する条件があります。

家畜の区分	事故除外の種類	対象となる事故	
搾乳牛、 育成乳牛	1号	イ	死亡事故、廃用事故ともに特定事故※のみ対象
		ロ	死亡事故は限定なし。廃用事故は特定事故のみ対象
		ハ	死亡事故は限定なし。廃用事故は、繁殖能力を失った事故・泌乳能力を失った事故以外が対象
繁殖用雌牛、 育成・肥育牛	2号	イ	死亡事故、廃用事故ともに特定事故のみ対象
		ロ	死亡事故は限定なし。廃用事故は特定事故のみ対象
		ハ	死亡事故は限定なし。廃用事故は、行方不明と奇形のみ対象

※特定事故とは、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）、自然災害による事故

事故除外方式選択の条件

家畜の区分	条件
搾乳牛、 育成乳牛	・期首（補償開始時点）の飼養頭数が6頭以上であること ・搾乳牛または育成乳牛につき、継続して5年間にわたって養畜の業務を営んだ経験を有すること
繁殖用雌牛、 育成・肥育牛	・当該区分につき、継続して5年間にわたって養畜の業務を営んだ経験を有すること

## ●死亡・廃用事故が発生したときは

- ・診療を依頼した獣医師を通じ、速やかにNOSAIへ連絡してください。
- ・死亡・廃用牛については、NOSAIの確認が必要です。
- ・廃用事故家畜については、写真撮影が必要です。
- ・共済事故に該当した場合は、迅速な個体の搬出を行ってください。
- ・廃用事故の場合は、売上伝票（仕切り書）、運搬料の領収書等を提出してください。

## ●牛の異動があるときは

- ・牛トレーサビリティ情報の届出を速やかかつ確実に行ってください。  
※生後1週間を超える牛の事故が発生した場合、トレサの照会が必要になります。
- ・農場の改築、譲渡、引渡など、農場の飼養規模の変更を行う異動の際は確認が必要となりますので必ずNOSAIへご連絡ください。